

議案第72号

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月17日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の徴収猶予に関する規定を定めるとともに、国民健康保険法の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第36条第1項」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第9条の2中「第52条」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第9条の3中「第52条の2」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第9条の4中「第53条」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第9条の5中「第54条及び第54条の3第3項から第5項まで」を「第54条並びに第54条の3第4項及び第7項から第9項まで」に改める。

第9条の6中「第54条の2」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第23条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「一部又は全部」を「全部又は一部」に、「6カ月」を「6月（急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年）」に改める。

第27条を次のように改める。

（過料）

第27条 区長は、法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、100,000円以下の過料を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第23条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした

行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。